資料	6

東京 2020 パラリンピック競技大会における学校施設の使用等に関する オーストラリアパラリンピック委員会との覚書の締結について

１　経緯

姉妹都市であるサザランド市を通じてオーストラリアパラリンピック委員会より、東京 2020 パラリンピック競技大会開催時におけるオーストラリア独自の拠点として活用するため、本区の学校施設を使用したい旨の依頼があった。

本区は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を支援していく立場から学校施設の使用等に関して覚書を締結することとし、オーストラリアパラリンピック委員会が大会期間中に快適に過ごすことのできる環境整備に協力していくとともに、児童・生徒や地域との交流機会を積極的に創出していく。

２　使用施設

区立晴海中学校（中央区晴海１－５－３）

３　使用期間

２０２０年８月１８日（火）～９月９日（水）

※なお、教育活動を妨げることがないように配慮しながら、使用期間をはじめ、使用の箇所や方法について今後協議していく。

４　使用用途

オーストラリア代表選手が、家族や友人と触れ合うことの出来る憩いの場（ファミリー アンド フレンズ ラウンジ）や選手用ユニフォームの保管、配布場所として使用

５　覚書締結式の実施

(1) 日時

平成３１年４月２日（火）　午後２時

(2) 会場

中央区役所庁議室

(3) 出席者

・オーストラリアパラリンピック委員会

ＣＥＯ、東京 2020 オーストラリアパラリンピックチーム団長、他４名

・中央区

区長、両副区長、教育長、他２名

覚書締結式の様子

６　晴海中学校における交流会の実施

覚書締結式終了後、オーストラリアパラリンピック委員会は晴海中学校を訪れ、パラリンピック競技の１つであるゴールボール体験会を開催し、同校生徒たちと交流を深めた。

７月３０日には、希望する生徒を対象として、オーストラリア選手による卓球体験会を実施する予定である。

７　今後の方向性

学校施設の貸出しに当たっては、校内の一部にオーストラリアからの来訪客を歓迎するためのスペースを設け、同校生徒が主体となってその企画や運営を行う予定である。

また、引き続き選手団等と生徒や地域の方との交流プログラムを検討・実施していく。